

歯科外来診療環境体制についてのお知らせ

当院は厚生労働省が定めた歯科外来診療環境体制整備施設の基準を満たす歯科医院です

当院では患者様の安全のために以下の体制を整えております

感染防止、緊急時対応に関する研修を修了した常勤歯科医師が配置されています
歯科衛生士が配置されています
患者様にとって安心、安全な医療環境を整えるために下記の機材を揃えています

自動体外式除細動機（AED）・酸素ボンベおよび酸素マスク
経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
血圧計、緊急蘇生キット・歯科用吸引装置（口腔外バキューム）



医療機関との連携を行っています **提携先医院 石洲会病院**
院内感染防止対策を確実にしています
使用する器具が清潔に保たれるよう一回一回滅菌、消毒を行っています
患者様ごとにエプロン、コップ等使い捨ての材料を使用しています
治療用チェアを5台設置し消毒、使い分けをしています
歯を削るときに飛び散る飛沫を吸い取る口腔外バキュームを設置しています

歯科外来診療医療安全対策加算（外安全）届出済歯科医院は次の基準を満たしています。

■歯科外来診療医療安全対策加算に関する施設基準

- ア** 歯科医療を担当する保険医療機関（歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料にかかる施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。）であること。
- イ** 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準の届出を行っていること。
- ウ** 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
- エ** 歯科衛生士が1名以上配置されていること。
- オ** 患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有していること。
また、自動体外式除細動器（AED）については保有していることがわかる院内掲示を行っていること。



- カ** 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。ただし、医科歯科併設の保険医療機関にあつては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が確保されている場合は、この限りでない。
- キ** 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯牙の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保していること。
- ク** 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。

歯科医院として、より良い地域医療をめざして
芝原歯科

